



# 地球温暖化対策のための税について

平成22年11月9日  
環境副大臣 近藤昭一

# 地球温暖化対策のための税に関する閣議決定・法律等

## 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

### 第4章 平成22年度税制改正

地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

## 所得税法等の一部を改正する法律（抄）

### 附 則

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

## 地球温暖化対策基本法案（抄）

（地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し）

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進するものとする。

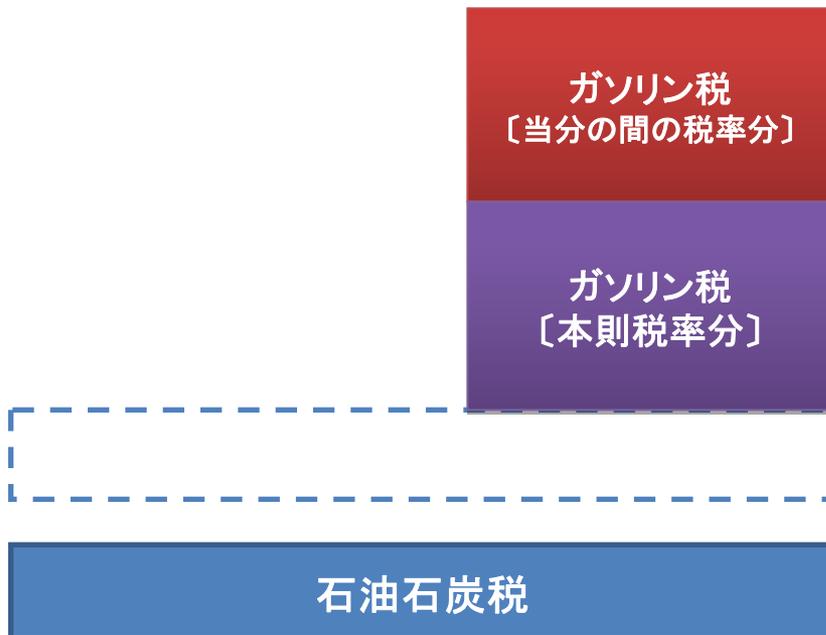
2 国は、前項の規定による税制全体のグリーン化の推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

# 地球温暖化対策のための税の提案のイメージ

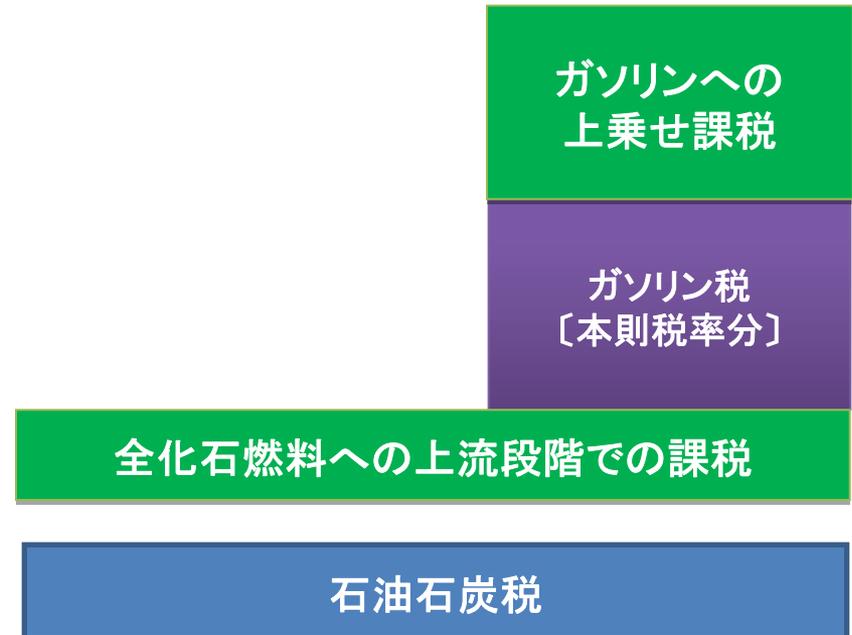
## 「地球温暖化対策のための税」の導入目的

課税によるCO<sub>2</sub>排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO<sub>2</sub>排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待。

### 〔 現行制度 〕



### 〔 提案のイメージ 〕



# 「地球温暖化対策のための税」の骨子

## 1. 基本的な考え方

### 【課税対象】

○ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料、天然ガス、LPG、石炭といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める。

### 【税率】

○CO<sub>2</sub>排出抑制効果や、国の地球温暖化対策に必要な所要財源、各化石燃料の担税力、国際的な税負担のバランスを勘案しつつ、税率を設定。

### 【課税の基本的な仕組み】

○現行の石油石炭税の課税対象である全化石燃料については、家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、輸入者・採取者の段階（現行の石油石炭税の課税段階）で課税する。その税率はCO<sub>2</sub>排出量に応じたものとする。

○ガソリンについては、

- ・他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること
- ・運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量に占める割合が多いこと
- ・運輸部門の多くの部分は国内排出量取引制度で直接にカバーされないことからCO<sub>2</sub>排出抑制効果が働かないことから、これに加えて、製造者等の段階（現行の揮発油税の課税段階）で、上乘せの負担を求める。

### 【実施時期】

○平成23年度から実施する。

※ 「地球温暖化対策のための税」の最終的な税目については、使途となる歳出の具体的内容、CO<sub>2</sub>排出抑制効果をはじめ地球温暖化対策の中での位置づけ等を勘案の上、年末までに決定する。

## 2. 全化石燃料への課税

### 【課税の具体的仕組み】

○原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG等）、石炭を対象に輸入者・採取者の段階で課税する。

### 【軽減措置】

○現行石油石炭税で免税となっている以下については、輸入者、採取者段階の課税の下でも執行できるシステムが整っていることや、政策的必要性が認められることから、免税とする。

- ・製品原料としての化石燃料（ナフサ）
- ・鉄鋼製造用の石炭・コークス
- ・セメントの製造に使用する石炭
- ・農林漁業用A重油

### 【使途】

○エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策に全額充てることとし、その具体的仕組みについては、現行エネルギー対策特別会計を活用しつつ、経済産業大臣と環境大臣が管理する。その名称等については、歳出の具体的内容、地球温暖化対策の中での位置づけを勘案のうえ、年末までに検討する。

### 【税率】

○原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭にCO<sub>2</sub>排出量に応じた負担を求めるが、その具体的な税率水準については、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制に向けた財源、CO<sub>2</sub>排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、年末までに決定する。

## 3. ガソリンへの上乗せ課税

### 【課税の内容】

○現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、そのCO<sub>2</sub>排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。

### 【使途】

○地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。

# 25%削減達成に向けて実施する必要がある 地球温暖化対策予算に係る基本的考え方について

- 地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成のための施策の強化に加え、「2020年までに1990年比25%削減」の達成と新成長戦略の柱であるグリーンイノベーションによる成長を実現するため、低炭素社会への経済社会の変革を図る温室効果ガスの削減目標の達成のための施策を展開することが必要である。

特に、温室効果ガス排出量の削減の進捗が遅れている中小事業者や家庭を中心に、機器や設備の更新等を大胆にかつ加速度を持って進め、需要サイドから経済社会を変革し、温室効果ガスの排出削減と成長が両立した低炭素社会を構築していかなければならない。

環境省としては、従前の特別会計で実施する施策に加え、以下の施策に責任を持って取り組む。環境省の要望する地球温暖化対策のための税の創設の取扱いとあわせ、予算編成の過程において検討することをお願いしたい。

1. 日々の暮らしのエコ化促進事業
2. チャレンジ25 低炭素地域づくり加速化事業
3. 地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業
4. 排出削減クレジット活用低炭素ビジネス支援事業
5. 我が国・途上国間におけるwin-win 型国際排出削減等クレジットメカニズム推進事業

# 地球温暖化対策のための税の効果について

## 1. 平成20年11月中央環境審議会グリーン税制専門委員会「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」より

税収を温暖化対策の費用に充てる、又は温暖化対策に係る減税に活用する場合、CO<sub>2</sub>削減に関し大きな効果が見込める。

・(前略)・・環境利用に低率の課税がなされ、環境を守ることに對して経済的支援が行われるという組み合わせで政策が実施される場合には、低率の課税のみの場合や、補助金のみの場合に比べ、一層大きな削減が、しかも全体としてより少ないコストで達成できると見込まれる(後略)・・。

## 2. 中央環境審議会グリーン税制専門委員会資料より

○ガソリン等の当分の間の税率を維持することの効果:2020年 ▲約1%(約1200万トン)